

《平成29年9月議会質問および回答要旨》

1. 貨客混載について

《回答：地域振興部長》

今回の制度の見直しに伴い、国から示された通達によると、貨客混載における認可申請は、道路運送施行規則に定める地域公共交通会議の合意が必須条件とされておらず、事業者が国へ貨客混載に係る申請を行い、その後国の認可を受けるという手続きになっている。

ただし、市町村が主催する地域公共交通会議あるいは地域公共交通活性化再生法に基づく協議会から、事業者に対し要請があった場合には、貨客混載を行おうとしている事業者はこれに応じることとされている。

《回答：知事》

バスやタクシー、トラックによる貨客混載に関する制度の見直しがなされて、過疎地域におけるバス路線の維持、物流の効率化が期待できるようになった。過疎地域における貨客混載は、小さな拠点づくりを目指す島根にとってもありがたい取り組みであるので、それぞれの地域の実情に応じて取り組めるよう、今後他県の実施事例も含め、周知啓発に努めていきたい。

2. がん患者の就労支援について

《回答：知事》

長年培ってきた技術やノウハウを持った従業員の方が、がんに罹患して離職することになると、従業員の方は減収となり、また事業所は貴重な戦力を失うことになる。

他方で、少子高齢化により生産年齢人口が減少する中で、事業所にとって労働力の確保は大きな課題であるため、がん患者の就労継続についても対応していく必要があると思う。

こういうこともあって、昨年改正されたがん対策基本法の第8条において、事業主は、がん患者の雇用継続に配慮するように努めるとされている。いずれにしても、がん患者の就労支援対策には、事業所の理解が必要不可欠であるので、県としては、事業所のがん患者への理解を深め、がん患者の方々が働きやすい環境をつくっていくよう、商工団体や、あるいはハローワーク等との連携を図りながら、意識啓発や情報提供に努め、がん患者の就労支援に取り組んでいく。

3. 山陰道益田～萩間の整備について

《回答：知事》

山陰道益田萩間に整備されると、特に九州、山口方面とのつながりが強化されることになるので、県西部地域の企業誘致や観光振興など、産業振興を進めていく上で、その効果は大きいものがあると考えている。さらに、その効果は島根県のみならず、山口県を始めとする中国地域や九州方面に大きな影響を与えると思う。

しかし、益田萩間は全長が約70kmあるわけであるが、そのうち事業化された区間は山口県側の木与防災の約5kmであるため、現在優先区間として事業化の手続きを進めている須子田万川間と大井萩間の早期事業化に取り組んでいかなければならないと考えている。

また、益田萩間については、やはり全体がつながらないと、その効果も限定的になるため、残る区間についても早期の事業化に向けて、山口県や沿線の自治体とも連携して、山陰道の必要性とその効果について国の方に強く訴え、全線の早期事業化、そして予算の重点化について強く働きかけていく考えである。